

土地利用構想（事業主：学校法人創価学園）に係る調整会（第2回）
会議要録

1 日時

令和7年7月25日（金）午後1時30分～2時50分

2 場所

小平市福祉会館 第3集会室

3 出席者

- （1）請求者 1名
- （2）事業主 学校法人創価学園 6名
- （3）事務局 都市計画課4名

4 傍聴者

0名

5 議事

土地利用構想に係る意見書及び見解書の内容の確認及び整理

- （1）事業主
学校法人創価学園 理事長 小島 和哉
- （2）事業場所
小平市小川町一丁目846番1
- （3）土地利用目的
学校

6 資料

- （1）調整会開催請求書
- （2）見解書
- （3）意見書
- （4）土地利用構想届出書の写し

事務局：都市開発部都市計画課開発指導担当

(事務局)

それでは定刻になりましたので、ただ今から土地利用構想に係る調整会を始めさせていただきます。

この調整会は、小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例第12条第2項による、周辺住民からの調整会開催請求に基づき、令和7年7月7日に開催されました、第一回目の調整会により、開催請求者から第二回目の開催請求がありましたため、開催いたします。

同条例施行規則第15条第1項により、この調整会は公開となり、傍聴が可能となります。また、後日、議事録を市ホームページに掲載することから、記録のため、録音させていただきます。

本日、傍聴人は0名となっております。それでは、7月7日の話し合いの続きということで、まずは私の方から前回の主な話し合いの内容を三点にまとめさせていただきました。

一点目として、工事による騒音、振動、化学物質などの影響に対する懸念がある。具体的な防音対策や振動対策について、数値データを示してほしいといったご意見がございました。これに対する事業主の回答としましては、防音シートの設置や低騒音、低振動型の建設機械の導入を検討している。建設材料についても、環境に配慮した選定を行う予定。数値データは、施工業者が決まってから説明会等で回答したいとのことでした。

二点目として、学校周辺の交通安全対策について、工事車両の通行による危険性、通学路の安全確保について懸念している。これに対する回答としましては、通学路や通学時間帯に配慮した工事車両の運行計画を行うとのことでした。

三点目として、過去の事業主の工事において騒音や振動等に対して意見をしたが、明確な回答が得られなかったため不安に思っている。それに対しての回答としましては、真摯に対応するというものであったかと思います。お間違いないでしょうか。

請求者から今後のまちづくりに対して、周辺住民に対する影響を考えると不安であるため、さらなる話し合いをしたいということで、本日、第2回目を開催しております。第1回目の続きの話し合いですので、前回の内容を踏まえて、まずは請求者の方からさらなる話し合いをしたい内容についてご見解をお願いします。

(請求者)

全ての問題に通じる根本の話ですが、あらゆる物事は考え方から始まります。私が引っ掛かっているのは、事業主が私の質問に対して答えないという答えをしたことです。それはどういうことなのか。内部でどのような議論をしてそのような答えになったのか。その報告を要求しました。私は自らの経験を元に話しています。これまで事業主側の関係者と何度も交渉を行いましたが、すべて中途半端にされて、実害が生じているのを放置されてきました。どのような姿勢でいるのかお聞きしたい。私だけでなく、他の人にも同じようにされる危険があります。

(事業主)

工事の騒音や振動について心配されていることは、真摯に受け止めております。工事を行う前には説明させていただいて、その都度、相談もさせていただきたいと思っています。また、騒音や振動が法律上の規制の数値を超えないようにし、大きな音が出るときにはあらかじめ声掛けをします。

(請求者)

私の質問を理解していますか。答えないという答えはどういう意味ですか。そこさえはつきりすれば、工事業者の対応などはどうにでもなります。この会を開いて、客観的に晒すことには意味があります。説明責任が求められているにも関わらず答えないとは、どんな意図があったのでしょうか。

(事業主)

前提として、請求者は事業場所のすぐそばにお住まいで、工事によってご迷惑をかけるので、これまで過去に個別対応をさせてもらいました。結果的にその工事のアフターケアのこともめており、解決しておりませんが、それについてここで話するのは場にそぐわないと考えております。

(請求者)

考え方はいろいろありますが、一回やったことは他の人にもやると考えられます。目的のために手段を選ばないはずです。

(事業主)

いろいろ対応させてもらった中で、不具合があったとのことですが、その不具合が工事の騒音や振動に起因するものではないと認識しているためそのままとなっており、後日、個別に話し合いをさせていただきたいと思っています。

(請求者)

一度、対応したからいいのではなく、一度対応したことについても被害が出たら改めて対応するのが当たり前です。そうしないから、いつまでも問題が放置されています。そこで電話をしたところ答えないと言われました。それはあらゆるものを拒絶するということです。考え方を正さないと同じ事が繰り返されます。

(事業主)

工事について、個別に答えられることには答えていきます。すべて回答できないという

わけではありません。

（請求者）

あなたがこれからやりますと言っても信用できません。理事長から答えてもらわないと意味がありません。これまで何度もやり取りをしてきてずっと放置されてきました。言葉では何とでも言えるので、その人の言っている言葉と行動が一致しているかどうかで判断します。

（事務局）

調整会ではまちづくりについての話し合いをしていただきたいと思います。事業主はあらゆる質問に対して答えないと言っているわけではなく、特定の質問に対して答えない、または答えられないと言っています。お互いの認識にずれが生じているため、その点についてはこの調整会では解決できないと思いますがいかがでしょうか。

（請求者）

言葉ではいくらでも言えます。当事者でもないのに、なぜ答えると言えるのでしょうか。内部で議論をされましたか。

（事業主）

全部答えないと言っているわけではなく、答えられることには答えて対策をしていきます。すべてに答えないと言っているわけではありません。

（請求者）

当時の理事長はどう考えていますか。

（事業主）

理事長は学園全体の中心者で、現場の細かい内容については我々に一任されていますし、当時の担当者には、すべてについて答えないと言ったわけではないと確認しております。

（請求者）

答えないというのは常識外れの考え方です。内部で常識的な、当たり前の考え方を共有しないと同じ事が起こります。それをやるつもりがあるのか。

（事業主）

近隣の皆様には騒音、振動について不安に思われませんように、しっかりと対応してい

くことを学園内で共有していきたいと思います。また、今のところ請求者以外の近隣の方とはトラブルは起こっておらず、良好な関係を築いていると思っておりますが、何かお申し出があれば対応していきます。

（請求者）

懸念しているのはそこではなく、物事の考え方について言っています。それを学園内で討議してください。そうでなければ信用できる組織体とは認められません。

（事務局）

本日で条例上の調整会は終わりますが、今後は双方で話し合いを続けていただきたいと思います。本日はありがとうございました。